

# 参 考 資 料

## 目 次

資料-01 大気汚染に係る環境基準等の概要.....	1
資料-02 騒音に係る環境基準.....	2
資料-03 航空機騒音に係る環境基準.....	2
資料-04 特定悪臭物質の規制基準.....	3
資料-05 水質汚濁にかかる環境基準等の概要.....	4
資料-06 土壌汚染に係る環境基準等の概要.....	12
資料-07 山形県環境学習支援団体.....	13
資料-08 環境やまがた大賞 受賞者一覧.....	15
資料-09 山形県環境基本条例.....	17
資料-10 環境行政関係法.....	22
資料-11 環境関係条例等.....	24
資料-12 主な環境関連法令等の体系(国、県の対応関係).....	25
資料-13 市町村の環境保全に関する条例、要綱等.....	27
資料-14 市町村の環境関連施策策定状況.....	36
資料-15 環境年表.....	37



資料-01 大気の汚染に係る環境基準等の概要

1 大気の汚染に係る環境基準について

物質	環境基準	測定方法	長期的評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	年間における1日平均値について、低い方から98%に相当する1日平均値が、0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	—

※ 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。

2 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

※ 1 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。

指針値

アクリロニトリル	: 年平均値 2μg/m <sup>3</sup> 以下	クロロホルム	: 年平均値 18μg/m <sup>3</sup> 以下
塩化ビニルモノマー	: 年平均値 10μg/m <sup>3</sup> 以下	1, 2-ジクロロエタン	: 年平均値 1.6μg/m <sup>3</sup> 以下
水銀及びその化合物	: 年平均値 0.04μgHg/m <sup>3</sup> 以下	1, 3-ブタジエン	: 年平均値 2.5μg/m <sup>3</sup> 以下
ニッケル化合物	: 年平均値 0.025μgNi/m <sup>3</sup> 以下	ヒ素及び無機ヒ素化合物	: 年平均値 6ng-As/m <sup>3</sup> 以下

3 微小粒子状物質に係る環境基準について

物質	環境基準	測定方法	評価方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定機による方法	年間における1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下(長期基準達成)かつ、1日平均値のうち年間98パーセント値を代表値とした値が35μg/m <sup>3</sup> 以下(短期基準達成)であること。

※ 1 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。

※ 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒子が2.5μgの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

## 資料-02 騒音に係る環境基準

(一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- ※1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- ※2 AAを当てはめる地域は、療養施設等が集合して設置されるなど特に静穏を要する地域とする。
- ※3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- ※4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- ※5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例)

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

- ※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

## 資料-03 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- ※ Iをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-04 特定悪臭物質の規制基準

1 工場等の敷地の境界線の地表における規制基準（大気中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質	区域の区分	区域の区分		
		A区域	B区域	C区域
1 アンモニア (ppm)	(ppm)	1	2	5
2 メチルメルカプタン (ppm)	(ppm)	0.002	0.004	0.01
3 硫化水素 (ppm)	(ppm)	0.02	0.06	0.2
4 硫化メチル (ppm)	(ppm)	0.01	0.05	0.2
5 二硫化メチル (ppm)	(ppm)	0.009	0.03	0.1
6 トリメチルアミン (ppm)	(ppm)	0.005	0.02	0.07
7 アセトアルデヒド (ppm)	(ppm)	0.05	0.1	0.5
8 プロピオンアルデヒド (ppm)	(ppm)	0.05	0.1	0.5
9 ノルマルブチルアルデヒド (ppm)	(ppm)	0.009	0.03	0.08
10 イソブチルアルデヒド (ppm)	(ppm)	0.02	0.07	0.2
11 ノルマルバレールアルデヒド (ppm)	(ppm)	0.009	0.02	0.05
12 イソバレールアルデヒド (ppm)	(ppm)	0.003	0.006	0.01
13 イソブタノール (ppm)	(ppm)	0.9	4	20
14 酢酸エチル (ppm)	(ppm)	3	7	20
15 メチルイソブチルケトン (ppm)	(ppm)	1	3	6
16 トルエン (ppm)	(ppm)	10	30	60
17 スチレン (ppm)	(ppm)	0.4	0.8	2
18 キシレン (ppm)	(ppm)	1	2	5
19 プロピオン酸 (ppm)	(ppm)	0.03	0.07	0.2
20 ノルマル酪酸 (ppm)	(ppm)	0.001	0.002	0.006
21 ノルマル吉草酸 (ppm)	(ppm)	0.0009	0.002	0.004
22 イソ吉草酸 (ppm)	(ppm)	0.001	0.004	0.01

2 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

1の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量を許容限度とする（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。

3 排水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準（排水水中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水の量	区域の区分		
		A区域	B区域	C区域
1 メチルメルカプタン (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.007
2 硫化水素 (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02	0.05
3 硫化メチル (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07	0.3
4 二硫化メチル (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09	0.3

※区域の区分は、次のとおりである。

A区域：都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）

B区域：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び特別工業地区

C区域：都市計画法に基づく工業地域並びにその他の地域

資料：県環境エネルギー部水大気環境課